**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第367号）**

**〔　公益通報に係る関係文書の部分公開決定・公開請求拒否決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和４年11月16日）**

**第一　審査会の結論**

　　　実施機関（大阪府知事）が令和２年12月８日付け法第2440号により行った部分公開決定

　　（以下「本件決定１」という。）及び同日付け法第2441-1号により行った公開請求拒否決定（以

　　下「本件決定２」といい、本件決定１と合わせて「本件各決定」という。）のうち、本件決定１

　　について非公開と決定した部分のうち、別表に示す部分を公開すべきであるが、その余の決定

　　については妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

　１　開示請求

　（１）令和２年11月24日付けで、審査請求人は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例

　　　第39条。以下「条例」という。）第６条の規定により、大阪府知事（以下「実施機関」とい

　　　う。）に対し、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。

　　　（行政文書公開請求（以下「本件請求１」という）の内容）

　　　「公益通報について、その調査を大阪府総務部長が行うことを決定した文書」

　（２）同月26日付けで、審査請求人は、同規定により実施機関に対し、以下の内容についての行

　　　政文書公開請求を行った。

　　　（行政文書公開請求（以下「本件請求２」という）の内容）

　　　「私が知事あてに提出した公益通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いについて」に

　　　係る大阪府の対応についての文書」

　２　本件各決定

　（１）令和２年12月８日付けで、実施機関は、本件請求１の対象文書として、「法務課に対する

　　　公益通報について」（以下「対象文書１」という。）、「大阪府職員等のコンプライアンスの推

　　　進に関する要綱」（以下「対象文書２」という。）及び「公益通報を行ったことを理由とする

　　　不利益な取扱いについて（公益通報）（令和２年10月26日）」（以下「対象文書３」という。）

　　　を特定した上で、条例第13条第１項の規定により、「本件決定１」を行い、審査請求人に通

　　　知した。

　（２）同日付けで、実施機関は、本件請求２について、本件請求に係る行政文書が存在している

　　　か否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとして、条例第13条第２項の規

　　　定により、本件決定２を行い、審査請求人に通知した。

　３　審査請求

　　　令和３年１月19日付けで、審査請求人は本件各決定を不服として、行政不服審査法（平成

　　26年法律第68号。以下「行審法」という。）第２条の規定により、諮問実施機関に対して、本

　　件審査請求を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　部分公開決定、公開請求拒否決定の２つの処分について、部分取消しを求める。

**第四　審査請求人の主張要旨（一部省略）**

１　審査請求人の主張は、次のとおりである。

　　〇令和２年12月８日付け法第2440号　部分公開決定通知書について

　　【公開請求の目的】

　　　令和２年11月24日付け行政文書公開請求において公開を求めた「公益通報者に対する大阪府総

　　務部長等による不利益取扱いが大阪府職員等のコンプライアンスの推進に関する要綱第19条に違

　　反する旨を通報した令和２年10月26日付け公益通報について、その調査を大阪府総務部長が行う

　　ことを決定した文書一切」のうち、「その調査を大阪府総務部長が行うことを決定した」者が記され

　　ている部分の公開を求めます。

　　【審査請求の趣旨及び本件部分公開決定が違法又は不当である理由】

　　　本件意思決定を行った者が記されている部分の公開だけであるならば、本件部分公開決定におい

　　て公開しない理由とされた「開示することにより、通報することを躊躇する、関係機関の理解や協

　　力、また、十分な情報提供等が得られなくなるおそれがあるなど、当該事務の目的が達成できなく

　　なり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある」とは言えませ

　　んので、大阪府情報公開条例第８条第１項第４号に該当しません。

　　　また、「通報者及び被通報者の氏名等の個人情報が記載されており、これは特定の個人が識別さ

　　れる個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当で

　　あると認められる」ものでもありませんので、条例第９条第１号にも該当しません。

　　　以上のことから、部分公開決定理由①及び部分公開決定②には何ら根拠がありませんので、本件

　　部分公開決定は違法または不当です。よって本件意思決定を行った者が記されている部分を非公開

　　とした部分に係る決定を取り消す、との決定を求めます。

　　〇令和２年12月８日付け法第2441-1号　公開請求拒否決定通知書について

　　【公開請求の目的】

　　　令和２年11月26日付け行政文書公開請求において公開を求めた「私が大阪府知事あてに提出し

　　た令和２年10月12日付け「公益通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いについて」に係る

　　大阪府の対応についての文書一切」のうち、私が大阪府知事あてに提出した令和２年10月12日付

　　け「公益通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いについて」の供覧を受けた者が記されてい

　　る部分の公開を求めます。

　　【審査請求の趣旨及び本件拒否決定が違法又は不当である理由】

　　　本件拒否決定では、「本件公開請求は、特定の個人が公益通報を行ったことを前提とする請求と

　　なっていることから、本件の対象文書が存在しているか否かを答えることは、特定の個人が公益通

　　報を行った事実の有無を答えることと同様の結果が生じる。このような情報は、特定の個人が識別

　　される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当

　　であると認められ、条例第９条第１号に該当する。」とあります。

　　　しかし、本件請求②において「特定の個人が行った」とされているのは、「私が大阪府知事あてに

　　提出した令和２年10月12日付け「公益通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いについて」

　　に係る大阪府の対応についての文書一切」とあるとおり、審査請求人が令和２年10月12日付け大

　　阪府知事あて文書を提出したことだけであり、公益通報を行った者は特定されておりません。

　　　よって「特定の個人が公益通報を行ったことを前提とする請求」ではありませんので、条例第９

　　条第１号に該当しません。

　　　また、令和２年10月12日付け大阪府知事あて文書の供覧を受けた者が記されている部分の公開

　　だけであるならば、本来拒否決定において公開しない理由とされた「開示することにより、通報を

　　躊躇する、関係機関の理解や協力、また、十分な情報提供等が得られなくなるおそれがあるなど当

　　該事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障をおそれ

　　がある」とは言えませんので、条例第８条第１項第４号に該当しません。

　　　以上のことから、拒否決定理由①及び拒否決定理由②には何ら根拠がありませんので、本件拒否

　　決定は違法又は不当です。よって令和２年10月12日付け大阪府知事あて文書の供覧を受けた者が

　　記されている部分の公開を拒否した部分に係る決定を取り消す、との決定を求めます。

　　【予備的主張と本件請求①及び本件請求②を行うに至った経緯】

　　（省略）

　　【本件部分公開決定が違法又は不当である理由】

　　　令和２年12月17日にコンプラ推進グループの担当者から本件部分公開決定についての開示を受

　　けた際、本件部分公開決定において全部非公開となった『法務課に対する公益通報について』は、

　　起案文書ではなく、「管理用紙（起案文書）」は存在しないとの説明を受けました。

　　　起案文書ではなく「管理用紙（起案文書）」が存在しないのであれば、この文書に本件意思決定を

　　行った者や経緯も含めた意思決定に至る過程等が記されていないかもしれません。

　　　その場合には、本件意思決定が「軽微なもの」とは言えないことから、大阪府行政文書管理規則

　（平成14年12月27日大阪府規則第122号」。第13条第１項（「事務及び事業を行うに当たっては、

　　経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証すること

　　ができるよう、文書を作成するものとする。」）に違反します。

　　　よって、本件請求①の『法務課に対する公益通報について』を全部非公開とした本件部分公開決

　　定は、行政文書管理規則違反を隠匿するために行われたものかもしれませんので、そうであるとす

　　れば、たとえ形式的には条例第８条第１項第４号及び第９条第１号に該当するものであったとして

　　も、それは信義則に反し、又は、権利の濫用であり、違法又は不当です。

　　【本件拒否決定が違法又は不当である理由】

　　　後述する経緯のとおり、コンプラ推進グループは、令和２年10月12日付け大阪府知事あて文書

　　の作成名義人に対して、未だその文書の供覧を受けた者を開示しておりません。それを開示させる

　　ために行った本件請求②を「特定の個人が公益通報を行ったこと」を理由として拒否した本件拒否

　　決定は、たとえ形式的には条例第８条第１項第４号及び第９条第１号に該当するものであったとし

　　ても、それは信義則に反し、又は、権利の濫用であり、違法又は不当です。

　　【本件請求①を行うに至った経緯】

　　（省略）

　　【本件請求②を行うに至った経緯】

　　（省略）

　　【最後に】

　　　条例第６条には、「何人も、実施機関に対して、行政文書の公開を請求することができる。」とあ

　　ります。それにもかかわらず、法務課長が何ら根拠のない理由によって、この公開請求権を不当に

　　制限することは、断じて許せません。

　　　また、審査請求人が行った一連の公益通報によって、機嫌を害されたのかもしれませんが、現法

　　務課長である○氏は審査請求人の面談の申入れに、一度も応じることなく、逃げ回っておられます。

　　コンプラ要綱を所管する法務課長として、あるまじき行為です。

　２　反論書における主張

　　　〇「第３　弁明の理由　１　部分公開決定」について

　　　審査請求人が令和２年11月16日に法務課訟務・コンプライアンスグループあてに送信したメー

　　ルには、「この通知を発出することについて意思決定を行った者をご教示ください。」と誤って書い

　　てしまいましたが、請求人が知りたかったのは、令和２年11月24日付け行政文書公開請求におい

　　て「公益通報者に対する大阪府総務部長等による不利益取扱いが大阪府職員等のコンプライアンス

　　の推進に関する要綱第19条に違反する旨を通報した令和２年10月26日付け公益通報について、

　　その調査を大阪府総務部長が行うことと決定した文書一切」と記したとおり、「その調査を大阪府

　　総務部長が行うことを決定した」者が誰かということです。法務課訟務・コンプライアンス推進グ

　　ループのご担当者には、電話で何度も申し上げているところです。

　　　それが総務部長であるということが弁明書において明らかにされましたが、それが事実であるな

　　ら、それが記された部分も公開していただきたいです。

　　弁明書には、「非公開とすべき公益通報の事務に関する情報を除いてしまうと、残る記載は何に

　関する記載であるかが不明なものとなり、公開請求の趣旨を達成できなくなる」とありますが、公

　開請求の趣旨を達成できるかどうかは、審査請求人にしかわからないはずです。勝手に決めつけな

　いでください。

　　審査請求人には、本件意思決定について記載された文書にどのような記載がなされているのか、

　知るすべはありませんが、例えば、「総務部長が」と「決定した」という複数の断片的部分でも構い

　ませんし、極端な話、「総務部長」という部分だけでも構いません。それだけでも、審査請求人にと

　っては、請求の趣旨は達成できるのです。なぜなら、弁明書にある「本件意思決定を行ったのは、

　法務課長ではなく大阪府総務部長である。」ということが、信ずるに値することだとわかるわけで

　すから。

　　なお、本件意思決定が、行政文書管理システムを用いて起案されなかった理由は明らかにしてい

　ただきたい。このシステムを用いて起案されていれば、否応なく管理用紙が作成さますので、「非公

　開とすべき」事項と本件意思決定を行った者や本件意思決定に至る経緯を容易に分離することがで

　きたでしょう。行政文書管理システムが用いられなかったがために、この分離が出来ず、それがた

　めに非公開とされる不利益を審査請求人が甘受する理由はありません。

　　〇「第３　弁明の理由　２　存否応答拒否決定」について

　　　弁明書には、「本件の対象文書が存在しているか否かを答えることは、特定の個人が公益通報を

　　行った事実の有無を答えることと同様の結果が生じると考えられる。」とあります。

　　　しかし、審査請求書に書いたように、公益通報を行った者が誰であるかは特定されておりません。

　　法務課は、誰が公益通報を行ったかを知っていたから、そのように思うだけでしょう。

　　〇「第５　付記」について

　　　弁明書には、「審査請求人に対する法務課による不利益な取扱いはなかった」とありますが、法務

　　課は当事者ですから、当然、「不利益な取扱いはなかった」って言いますよね。当事者ではない第三

　　者に判断してもらいたいです。

　　　また、「改めて供覧という形をとる必要があるものではない」とありますが、審査請求人が大阪府

　　知事あてに提出した令和２年10月12日付け「公益通報を行ったことを理由とする不利益な取り扱

　　いについて」は、大阪府知事はおろか、総務部長さえもご覧になられなかったということでよろし

　　いでしょうか。

　　　「組織として適切に対応している」なんて、当たり前の事です。審査請求人が知りたいのは、誰

　　が意思決定したのか、誰が見たのかということです。

　　〇最後に

　　（省略）

**第五　実施機関の主張要旨**

　　　実施機関の主張は、次のとおりである。

　１　弁明書における主張

　（１）弁明の趣旨

　　　　本件審査請求を棄却する裁決を求める。

　２　弁明の理由

　（１）部分公開決定について

　　　　審査請求人は、部分公開決定のうち、「その調査を大阪府総務部長が行うことと決定した」者が

　　　記載されている部分を非公開としたことの取消しを求めている。

　　　　なお、審査請求書において、「本件意思決定を行った者は大阪府総務部法務課長である旨の回

　　　答をいただきました」とあるが、これは、審査請求人に対し、令和２年11月16日付け連絡文書

　　　について大阪府総務部法務課長が決裁したことを回答したものであり、このことは、同月25日

　　　付けで審査請求人に送付した連絡文書にも記載している。審査請求書にいう「本件意思決定」を

　　　行ったのは、法務課長ではなく大阪府総務部長である。

　　　　条例第10条第１項の規定により行政文書を部分公開するのは「その部分を容易に」かつ「公

　　　開請求の趣旨を損なわない程度に」分離できるときであり、後者の考え方は、「請求の趣旨を一部

　　　分でも達成、充足すると判断できる程度」とされている。

　　　　行政文書公開請求書に記載された「その調査を大阪府総務部長が行うことを決定した文書一切」

　　　のうち「法務課に対する公益通報について」について、非公開とすべきである公益通報の事務に

　　　関する情報を除いてしまうと、残る記載は何に関する記載であるかが不明なものとなり、公開請

　　　求の趣旨を達成することができなくなることから、「法務課に対する公益通報について」の全部

　　　を公開しなかったものであり、部分公開決定は違法・不当なものではない。

　　　　なお、審査請求人は条例第８条第１項第４号又は第９条第１号に該当する場合であっても、全

　　　部非公開とすることは違法または不当であるとするが、これらの条項に該当する場合は、その条

　　　項の考え方に沿って対応すべきものである。

　（２）存否応答拒否について

　　　　審査請求人は、存否応答拒否決定のうち「私が大阪府知事あてに提出した令和２年10月12日

　　　付け「公益通報を行ったことを理由とする不利益な取り扱いについて」の供覧を受けた者が記さ

　　　れている部分の取り消しを求めている。

　　　　しかし、本件請求２のうち①に係る請求対象の行政文書の名称等には、特定の個人が含まれて

　　　おり、これは、特定の個人が公益通報を行ったことを前提としてたものであると考えらられる。

　　　　したがって、本件の対象文書が存在しているか否かを答えることは、特定の個人が公益通報を

　　　行った事実の有無を答えることと同様の結果が生じると考えられる。このような情報は、特定の

　　　個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望

　　　むことが正当であると認められ、条例第９条第１号に該当する。

　　　　また、公益通報制度の特性上、秘匿することを前提として通報者から通報を受け付け、関係機

　　　関から情報提供等を受けていると考えられることから、開示することにより、通報することを躊

　　　躇する、関係機関の理解や協力、十分な情報提供等が得られなくなるおそれがあるなど当該事務

　　　の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそ

　　　れがあると認められ、条例第８条第１項第４号に該当するものである。

　　　　公益通報制度は、通報者の保護を重要な要素とする制度であるところ、行政文書公開制度は、

　　　誰が請求を行っても同じ対応をすべきものであるから、特定の個人が公益通報を行ったことが特

　　　定される可能性があるものについては、対象文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すべ

　　　きであると考える。よって、仮に請求対象文書が存在していた場合であってもその一部を公開す

　　　ることは適当ではない。

　　　　なお、審査請求人は、条例第８条第１項第４号又は第９条第１号に該当する場合であっても、

　　　存否応答拒否決定を行うことは違法又は不当であるとするが、これら条項に該当する場合は、そ

　　の条項の考え方に沿って対応すべきものである。

（３）結論

　　　以上のとおり、部分公開決定及び存否応答拒否決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、

　　何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

（４）付記

　　　部分公開決定及び存否応答拒否決定に関することではないが、当方の事務の経緯について、次の

　　とおり付言しておく。

　　　審査請求人は、本件請求１を行うに至った経緯を述べているが、これまで法務課が審査請求人に

　　繰り返し回答しているとおり、審査請求人に対する法務課による不利益な取り扱いはなかった。

　　審査請求人からの申し入れについては、その内容が法務課のホームページの「通報の概要」の内容

　　をどのように記載するかというものであったため、不利益な取り扱いに関するものではなく、法務

　　課ホームページに対する意見であると判断したものである。したがって相談の窓口は法務課となり、

　　法務課以外に相談窓口はないことを説明したものである。

　　　法務課ホームページの「通報の概要」の公表に当たり、総務部長の関与がなかったことについて

　　は、審査請求人に対し、文書や電話によって回答しているところである。

　　　また、審査請求人は、本件請求２を行うに至った経緯を述べているが、監査委員からの意見は、

　　当該監査時に正式にいただいており、総務部長も承知し、対応しているものである。審査請求人か

　　らの提出を受けて、改めて供覧という形をとる必要があるものではない。

　　　これらのことに関連した審査請求人からの問い合わせ等には、適宜、文書や電話等により説明及

　　び回答を行っており、法務課長が直接口頭で審査請求人に回答を行ったこともあるなど、組織とし

　　て適切に対応しているものである。

**第六　審査会の判断理由**

　１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の

　　行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保証し、そのことによ

　　って府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利

　　便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉

　　の増進に寄与しようとするものである。

　　　このように「知る権利」を保証するという理念の下にあっても、一方では公開することによ

　　り、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の

　　公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要があ

　　る。

　　　このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９

　　条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２

　　条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用

　　除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

　２　大阪府の公益通報制度について

　　　大阪府の公益通報制度は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき設けられ、

　　大阪府職員等のコンプライアンスの推進に関する要綱に基づいて運用されている。

　　　本要綱は、公益通報の処理に関し、必要な事項を定めることにより、法令違反の是正及びそ

　　の未然防止を図るとともに、職員が不当な要求や圧力を排除し、公正な職務の執行を確保する

　　ために必要な事項を定めることにより、府民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、大

　　阪府における法令の遵守及び府民から信頼される公正な府政の運営（コンプライアンス）の推

　　進に資することを目的としている。

　３　本件審査請求の争点について

　　　審査請求人及び実施機関の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、以下のとおり

　　である。

　（１）条例第８条第１項第４号の該当性について

　　　　実施機関は、本件行政文書の非公開部分は、公益通報の事務に関する情報が記録されてお

　　　り、制度の特性上、秘匿することを前提として通報者から通報を受け付け、また、関係機関

　　　から情報提供等を受けていると考えられることから、開示することにより、通報することを

　　　躊躇する、関係機関の理解や協力、また、十分な情報提供等が得られなくなるおそれがある

　　　など当該事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい

　　　支障を及ぼすおそれがあるためとしている一方、審査請求人は大阪府知事あて文書の供覧を

　　　受けた者が記されている部分の公開だけであるならば、本件拒否決定において公開しない理

　　　由とは言えず、条例第８条第１項第４号に該当しないと主張する。

　（２）条例第９条第１号の該当性について

　　　　実施機関は本件行政文書の非公開部分は、公益通報の事務に関する情報で、通報者及び被

　　　通報者等の氏名等個人情報が記録されており、これは特定の個人が識別され得る個人のプラ

　　　イバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認

　　　められるためとしている一方、審査請求人は本件請求２において「特定の個人が行った」と

　　　されているのは、審査請求人が令和２年10月12日付け大阪府知事あて文書を提出したこと

　　　だけであり、公益通報を行った者は特定されていない。よって「特定の個人が公益通報を行

　　　ったことを前提とする請求」ではないことから、条例第９条第１号に該当しないと主張する。

　４　各争点に係る審査会の判断について

　（１）条例第８条第１号第４項について

　　　　府の機関又は国等が行う事業事務に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等から

　　　みて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、

　　　又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうお

　　　それのあるものがある。また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業

　　　実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、

　　　又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものである。このような支障を防止するため、

　　　これらの情報については、公開しないことができる。

　　　　同号は、

　　　ア　府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契

　　　　約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報

　　　であって、

　　　イ　公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれら

　　　　の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに該当する情報

　　　については、公開しないことができる旨を定めている。

　　　　さらに、本号における「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当

　　　該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ

　　　適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なもの

　　　であり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する

　　　蓋然性がある場合に限られるものと解すべきである。

　（２）条例第９条第１号について

　　　　条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバ

　　　シーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、第５条において、個人のプ

　　　ライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければ

　　　ならない旨規定している。

　　　　本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について

　　　定めたものである。

　　　　同号は、

　　　ア　個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属

　　　　団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であ

　　　　って、

　　　イ　特定の個人が識別され得るもののうち、

　　　ウ　一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報等が記載され

　　　　ている行政文書を公開してならない旨定めている。

　　　「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態。家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団

　　　体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したもので

　　　あり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別

　　　される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得

　　　る場合を含むと解される。また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると

　　　認められる情報」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと

　　　解される。

　　　　さらに、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利

　　　利益を害するおそれのあるもの」についても公開してはならない旨定めている。これは、氏

　　　名や住所等の個人識別情報を除いても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれ

　　　のある情報については公開してはならないことを定めたものである。

　　　　例えば、カルテ、反省文等の個人の人格と密接に関連する情報や未公表の研究論文等公開

　　　すれば財産権等を害するおそれがある情報等について、個人識別性がなくとも本人の同意な

　　　く第三者に流通させることは適切でないことから、非公開とするものである。

　　　　なお、個人の権利利益を害するおそれのある情報であるか否かの判断にあたっては、当該

　　　情報の性質、第三者との関連性の有無並びにその態様及び程度その他具体的な状況等を十分

　　　に勘案して行うものとし、非公開の範囲を必要以上に広げることのないよう留意する必要が

　　　ある。

　（３）条例第12条について

　　　　本条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだ

　　　けで条例第８条及び第９条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されるこ

　　　ととなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請

　　　求を拒否することが出来る旨規定している。

　　　　本条による公開請求の拒否は、公開請求に係る行政文書が存在するか否かも明らかにしな

　　　いというものであり、安易な運用は行政文書公開請求制度の趣旨を損なうことになりかねな

　　　いが、公開請求に係る行政文書の存否が明らかになることによる権利利益の侵害や事務執行

　　　の支障等が具体的かつ客観的に認められる場合には、本条によって公開請求に係る行政文書

　　　の存否を明らかにすることなく公開請求を拒否することができるものである。

　（４）審査会の判断

　　　ア　本件請求１に係る対象文書１について

　　　　　公益通報については、その特性上、調査に係る内容については外部に公開しないことが

　　　　保証されており、その信頼関係に基づき、職員による任意の協力のもと当該調査が行われ

　　　　る。公益通報に係る情報が公開されることになれば、同事務への協力は得られなくなるこ

　　　　とは容易に推測され、今後の公益通報制度に係る事務に支障を及ぼすことになる。

　　　　　このことを踏まえ、当審議会で非公開情報を見分したところ、対象文書１については公

　　　　益通報の経過やその内容、対応案が詳細に記載されており、これらを開示することにより、

　　　　通報することを躊躇する、関係機関の理解や協力、また、十分な情報提供等が得られなく

　　　　なるおそれがあるなど当該事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ

　　　　適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第８条第１項第４号に該当する。

　　　　　また、本件行政文書には、被通報者等の役職等個人情報が記録されており、これは特定

　　　　の個人が識別され得る個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られた

　　　　くないと望むことが正当であると認められるため、条例第９条第１号に該当する。

　　　　　しかし、上記にて非公開情報としたもののうち、大阪府ホームページ等にて公表され、

　　　　一般に周知されている情報及び非公開情報に該当せず、本件請求において審査請求人が公

　　　　開を求めている情報についても非公開情報として含まれていることが認められ、当審議会

　　　　では、本件請求１に係る対象文書１については、別表に示す部分を公開すべきものと判断

　　　　する。

　　　イ　本件請求１に係る対象文書３について

　　　　　当審議会において、本件請求１に係る対象文書３の非公開情報を見分したところ、本件

　　　　公益通報に係る通報者及び被通報者等の氏名等個人情報及び公益通報の内容等が詳細に

　　　　記載されていた。

　　　　　これは、特定の個人が識別され得る個人のプライバシーに関する情報であって、一般に

　　　　他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである。

　　　　　また、対象文書には非公開とすべき公益通報の事務に係る情報が含まれており、一般に

　　　　このような情報が一部でも開示され、これについて探索的に情報公開請求されることで、

　　　　公益通報に係る特定の職員や通報内容が明らかとなるおそれがある。このことは、今後、

　　　　公益通報等を行おうとする職員の信頼を損ね、公益通報を行うこと及びこれに協力するこ

　　　　とを躊躇することにもつながる。

　　　　　その結果、組織内の法令違反の是正及びその未然防止を図ることで、府民の信頼を確保

　　　　するという公益通報制度の趣旨を損なうこととなり、同制度運用事務の適正な遂行に支障

　　　　を及ぼすおそれがあると認められる。

　　　　　したがって、対象文書３については、条例第９条第１項及び条例第８条第１項第４号に

　　　　該当するものとして全部を非公開としたことは妥当であると認められる。

　　（５）本件請求２について

　　　　　本件審査請求２のうち、①について審査請求人が求めているのは「私が大阪府知事あて

　　　　に提出した令和２年10月12日付け公益通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いに

　　　　ついてに係る大阪府の対応についての文書」の公開を求めたものである。

　　　　　本件公開請求は、個人を特定して、当該個人に係る公益通報に関する文書の公開を求め

　　　　るものであり、これは当該個人が公益通報を行ったことを前提とした請求であると解され

　　　　るから、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人の情報が記されている公益通報

　　　　に関する行政文書を実施機関が保有しているかを明らかにする結果につながるものであ

　　　　り、公益通報に係る情報が公開されることは、前述のとおり、同制度運用事務の適正な遂

　　　　行に重大な支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

　　　　　また、本件において審査請求人は、自己情報の公開請求を行っているものと解されるが

　　　　情報公開制度では、何人に対しても、公開請求を認める制度であることから、公開・非公

　　　　開の判断に当たっては、請求者が誰であるかは考慮されず、本人からの公開請求があった

　　　　場合についても、特段の開示の規定を設けて対応をとるものではない。

　　　　　よって請求者の自己情報であっても、本件情報は非公開情報に該当するものである。

　　　　　したがって、本件対象文書の存否を答えることは、非公開情報を公開することとなるか

　　　　ら、条例第12条の規定により、実施機関が本件請求２を存否拒否決定処分としたことは

　　　　妥当であると認められる。

　５　結論

　　　以上のことから、本件各対象文書の全部について条例第８条第１項第４号及び条例第９条第

　　１号に該当するとして非公開とした決定について、別紙に掲げる部分は条例第８条第１項第４

　　号及び条例第９条第１号のいずれにも該当せず、公開すべきである。その余の決定は妥当であ

　　る。

　６　付言

　　　本件公益通報に関する行政文書について、実施機関は「大阪府ホームページ（公益通報）」で

　　本件概要が公表されていることを鑑み、本件請求に対する対象文書を特定し、部分公開決定の

　　判断をしている。

　　　当審議会においては、実施機関の決定について、公益保護制度では、通報者と同じく、公益

　　通報に係る調査関係者についても十分に保護が図られなくてはならないものであり、一般に公

　　表されている情報であることを理由として、調査の過程に関係する文書の存在を明らかにする

　　ことは、公益通報に調査協力する者への阻害要因となるものであり、本件各請求について存否

　　応答拒否の判断もあったのではないかという意見もあった。

　　（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　　正木　宏長、魚住　泰宏、井上　理砂子、春名　麻季

　別表

　